

# 新型コロナウイルス感染症「5類」

## 移行後 医療費自己負担が変わります

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更となり、医療費の公費負担の取り扱いが終了します。詳しくは医事の窓口までお問い合わせ下さい。

### 陽性患者様の外来診療費

外来医療費の医療保険自己負担分

**5/8以降、公費負担終了し、通常診療と同様に自己負担となります。**

※新型コロナウイルス感染症治療薬については9月末まで公費負担

### 陽性患者様の入院診療費

入院医療費の医療保険自己負担分

**5/8以降、公費負担終了し、原則として自己負担となります。**

※5/7以前に入院した方については5月分入院費は公費負担

※新型コロナウイルス感染症治療薬については9月末まで公費負担

※高額療養費制度自己負担額から最大2万円までの減額あり

※新型コロナウイルス感染症治療薬については9月末まで公費負担

※新型コロナウイルスの感染が疑われ、「受診・相談センター」または保健所等により医療機関の案内を受け、その中から患者様ご自身が当院を選択されて受診した場合、これまで通り初診時選定療養費をご負担いただくこととなりますので、ご了承ください。